

新座市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

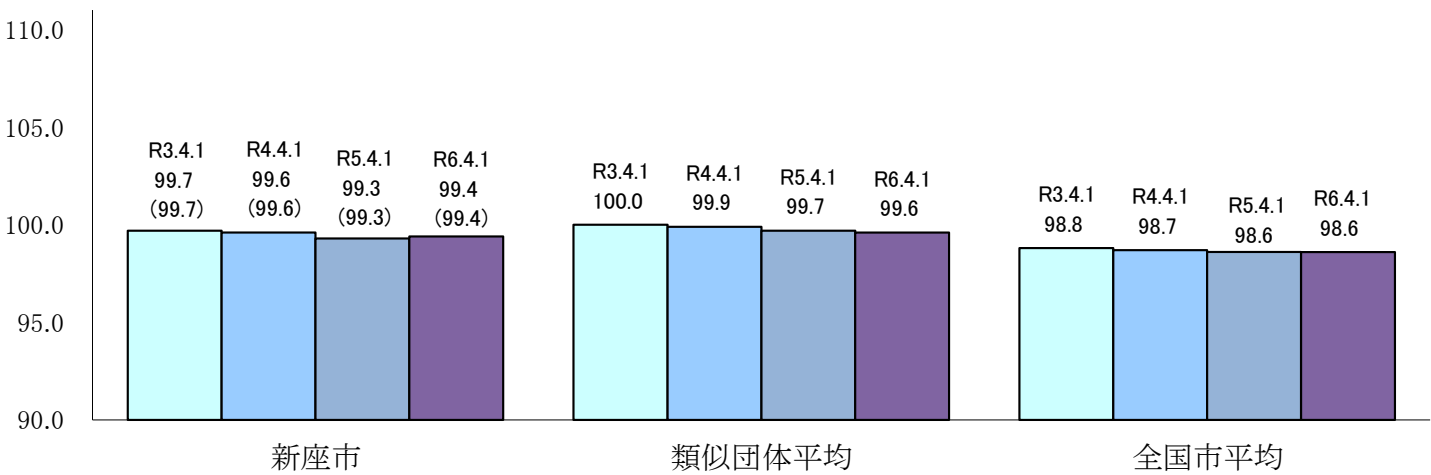
区 分	住民基本台帳人口 （6年1月1日）	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人 件 費 率 B／A	（参考） 4年度の人件費率
5年度	人 166,036	千円 63,309,602	千円 1,760,878	千円 7,894,249	% 12.5	% 12.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職 員 数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	（参考）類似団体（Ⅳ－3） 平均一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
5年度	人 788	千円 2,670,852	千円 659,570	千円 1,181,002	千円 4,511,424	5,725	千円 6,591

- （注） 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- （注） 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 （ ）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給割合）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 行政職給料表(一)については、国の見直し内容を踏まえ、平均1.94%引き下げ。
他の給料表については、行政職給料表(一)との均衡を踏まえて見直しを実施。
激変緩和のため、経過措置(現給保障)を実施。

②地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 国基準10%に対し、新座市においても10%を支給

(実施時期) 改定なし

(参考)

	平成26年度 の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年 度の支給割 合	平成29年 度の支給割 合	平成30年 度の支給割 合	令和元年度 の支給割合	令和2年度 の支給割合	令和3年度 の支給割合	令和4年 度の支給 割合	令和5年度 の支給割合	令和6年度 の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後									
国基準による支給割合	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%
新座市の支給割合	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%	10%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 （国ベース）
新座市	39.5 歳	306,800 円	389,373 円	364,825 円
埼玉県	41.8 歳	319,425 円	411,863 円	367,476 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	42.1 歳	321,107 円	424,344 円	381,974 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 （A）	平均給与月額 （国ベース）
新座市	57.3 歳	21 人	308,700 円	350,515 円	345,015 円
うち学校給食員	58.0 歳	12 人	298,500 円	334,583 円	329,633 円
埼玉県	54.9 歳	139 人	322,835 円	378,075 円	358,877 円
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	—	330,553 円
類似団体	52.4 歳	91 人	322,604 円	385,796 円	363,860 円

区 分	民 間			参 考			
	対応する民間 の類似業種	平均年齢	平均給与月額 （B）	A／B	年収ベース（試算値）の比較		
					公務員（C）	民間（D）	C／D
新座市	—	—	—	—	—	—	—
うち学校給食員	飲食物調理従事者	45.6 歳	277,400	1.2	5,434,696 円	3,679,800	1.48
埼玉県	—	—	—	—			
国	—	—	—	—			
類似団体	—	—	—	—			

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（令和3～令和5年の3か年平均）
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員（C）及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
新座市	45.3 歳	401,400 円	511,800 円
埼玉県	39.5 歳	351,980 円	414,465 円
類似団体	42.0 歳	330,272 円	394,025 円

- （注）1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		新 座 市	埼 玉 県	国
一般行政職	大 学 卒	225,600 円	205,579 円	196,200 円
	高 校 卒	194,500 円	173,584 円	166,600 円
技能労務職	高 校 卒	211,000 円	176,428 円	—
	中 学 卒	192,500 円	159,872 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（令和6年4月1日現在）

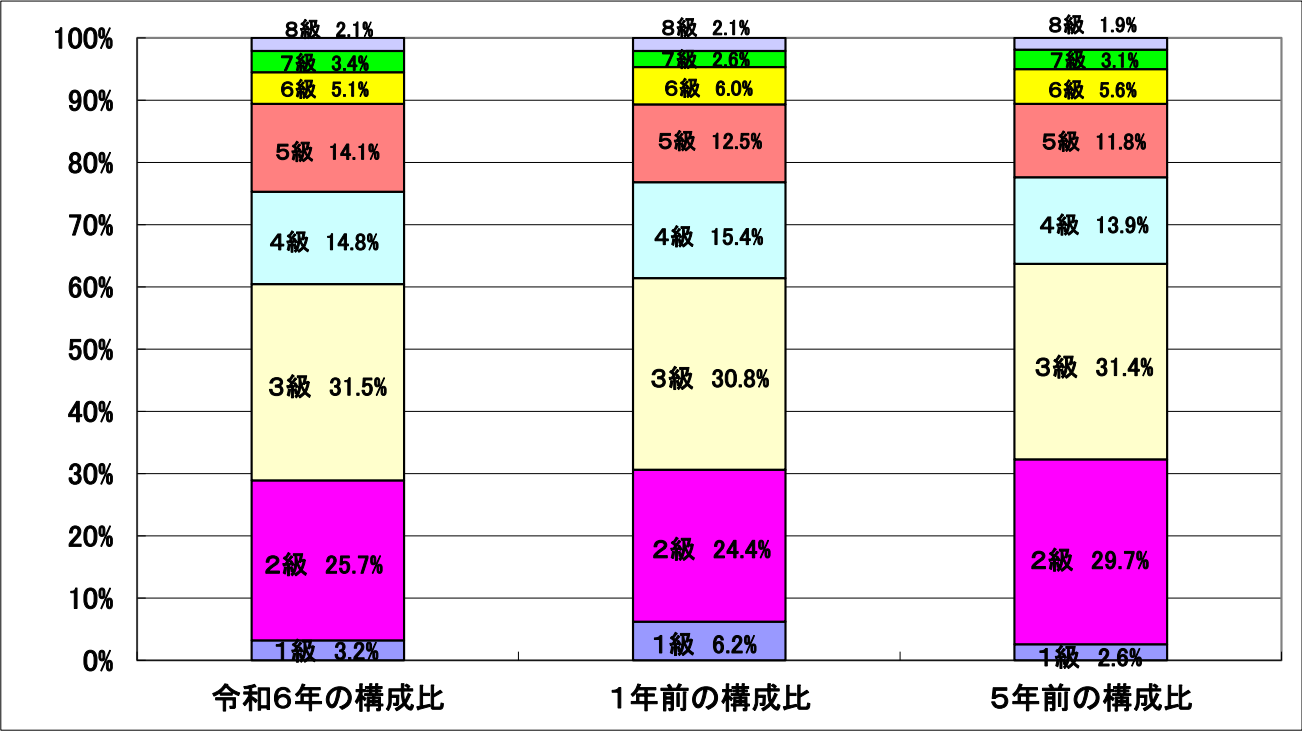
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	279,300 円	362,300 円	395,700 円	421,000 円
	高 校 卒	260,900 円	328,300 円	379,500 円	399,900 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	338,000 円	310,200 円	348,000 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	定型的な業務に従事する。	20	3.2	183,500	258,100
2 級	定型的な業務に従事する。	160	25.7	213,600	308,500
3 級	上司を助け、経験を必要とする事務に従事する。	196	31.5	261,300	359,200
4 級	上司の命を受け、係の事務又は課長若しくは室長が定める事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。	92	14.8	287,300	405,300
5 級	課長又は室長を助け、職員の担任する事務を監督し、課又は室の事務を整理する。	88	14.1	309,800	407,200
6 級	上司の命を受け、課又は室の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。	32	5.1	335,000	424,700
7 級	部長を助け、職員の担任する事務を監督し、部の事務を整理する。ただし、特に指定された場合には、当該指定に係る本文の職務権限を分任するものとする。	21	3.4	373,400	457,400
8 級	上司の命を受け、部の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。	13	2.1	415,600	485,500

(注) 1 新座市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（新座市）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ（一律）		○		
ロ 人事評価を実施していない					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

新 座 市	埼 玉 県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,621 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,707 千円	—
（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 （ 1.38 ）月分 （ 0.98 ）月分	（5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 （1.375）月分 （ 0.98 ）月分	（5年度支給割合） 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 （ 1.38 ）月分 （ 0.98 ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 15～25％	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20％ ・管理職加算 10～25％

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（新座市）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

新 座 市	国
（支給率） 自己都合 勤奨・定年	（支給率） 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 47.709 月分
最高限度 47.709 月分 47.709 月分	最高限度 47.709 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2％～45％加算	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2％～45％加算
1人当たり平均支給額 3,245 千円 24,793 千円	

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日 後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		335,871 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		375,694 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
全地域	10 %	860 人	10 %

(4) 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		1,933 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		24,785 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度決算）		9.0 %		
手当の種類（手当数）		6		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （5年度決算）	左記職員に対する支給単価
伝染病防疫業務手当	業務に従事した職員	伝染病菌を有する獣畜に対する防疫等の業務	0 千円	日額600円
行旅死病人取扱業務手当	業務に従事した職員	行旅病人取扱業務	0 千円	1回1,500円
		行旅死亡人等取扱業務	0 千円	1体5,000円
社会福祉業務手当	業務に従事した職員	福祉に関する援護等の業務	1,933 千円	月額2,000円
汚物処理手当	業務に従事した職員	動物死体の処理作業	0 千円	1件500円
病虫害防除作業手当	業務に従事した職員	人体に有害な薬品を使用して害虫を駆除する作業	0 千円	日額500円
特殊現場作業手当	業務に従事した職員	工事、監督等のため、下水道工事現場において深さ2メートル以上のマンホール等の内部で行う作業等	0 千円	日額200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	118,155 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	175 千円
支給実績（4年度決算）	106,802 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	162 千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （5年度決算）
扶養手当	① 配偶者 6,500円 ② 扶養親族1人につき ・子 10,000円 特定期間の加算 16歳から22歳まで 5,000円 ・父母等 6,500円	同じ		62,148 千円	232,765 円
住居手当	① 住宅に対し家賃を支払っている者 最高限度 28,000円 ② 所有権を有し世帯主の者 4,000円 ③ ①・②以外の者（同居者） 0円	異なる	自宅所有者 0円	70,712 千円	157,138 円
通勤手当	① 交通機関利用者 実費 ② 交通用具利用者 ・片道2～3km 2,000円 ・片道3km以上 2,000円に距離1kmを加える毎 に550円加算	異なる	①交通機関利用者 55,000円（限度額） ②交通用具利用者 一部の支給区分・支給額が異なる。	74,066 千円	103,733 円
管理職手当	① 部長及びこれに相当する職にある者 月額 80,000円 ② 部長相当職の部付 月額 70,000円 ③ 副部長及びこれに相当する職にある者 月額 60,000円 ④ 参事及びこれに相当する職にある者 月額 55,000円 ⑤ 課長及びこれに相当する職にある者 月額 50,000円 ⑥ 副課長及びこれに相当する職にある者 月額 40,000円 ⑦ 専門員及びこれに相当する職にある者 月額 35,000円	異なる	支給区分・支給額が異なる	106,381 千円	559,902 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合 勤務1回につき 部長級 12,000円（6,000円） 副部長級 10,000円（5,000円） 課長級 8,000円（4,000円） 副課長級 6,000円（3,000円） （ ）内は、平日深夜午前零時から午前5時までの間に勤務した場合	異なる	支給区分・支給額が異なる	706 千円	10,697 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額	等
給 料	市 長	918,000円 (円)	(参考) 類似団体における最高／最低額 1,130,000 円. 643,500 円	
	副 市 長	767,000円 (円)	930,000 円. 750,000 円	
	報 酬	議 長 (円) 副 議 長 (円) 議 員 (円)	463,000円 724,000 円. 463,000 円 420,000円 660,000 円. 420,000 円 400,000円 606,000 円. 400,000 円	
期 末 手 当	市 長	(5 年度支給割合)		
	副 市 長	3.40	月分	
	議 長	(5 年度支給割合)		
	副 議 長 副 議 員	3.40	月分	
退 職 手 当		(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)
	市 長	918,000×48×35/100×115/100	1,774万円	任期ごと
	副 市 長	767,000×48×21/100×115/100	889万円	任期ごと

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

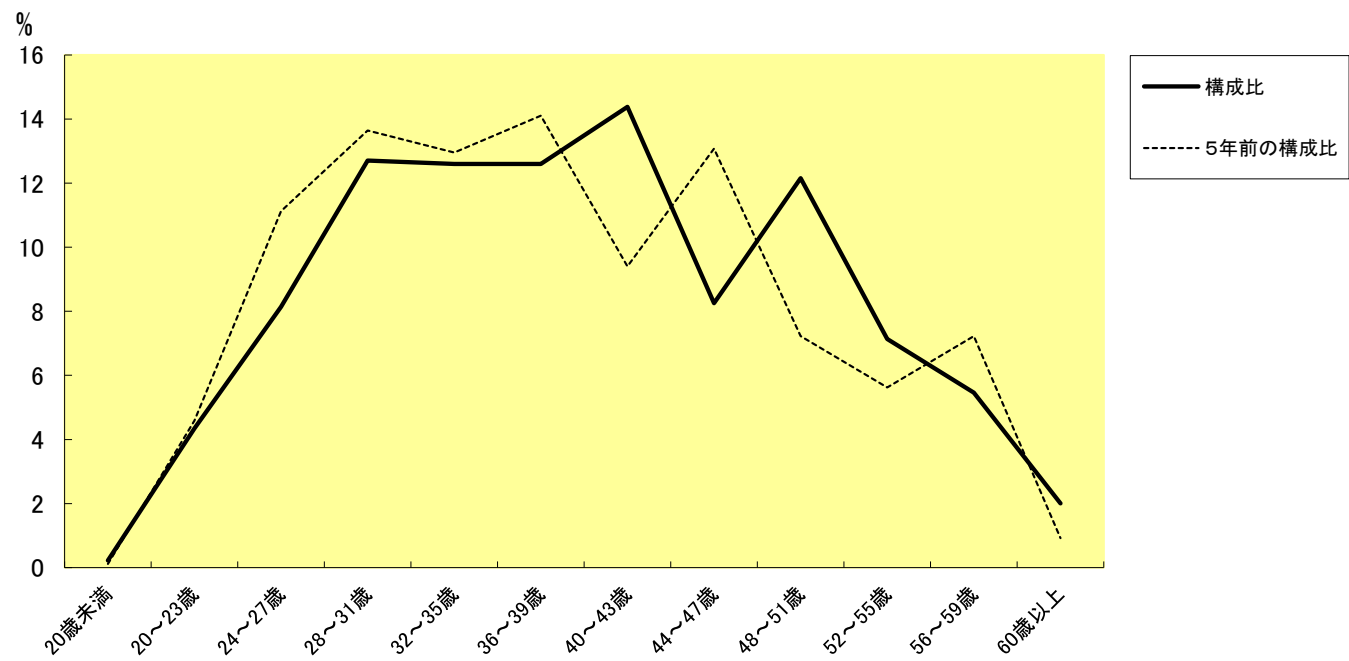
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議 会	8	9	▲ 1	
		総 務	182	175	7	
		税 務	67	67	0	
		農林水産	8	7	1	
		商 工	10	10	0	
		土 木	75	77	▲ 2	
		民 生	290	283	7	
		衛 生	46	51	▲ 5	
		計	686	679	7	<参考> 人口1万当たり職員数 41.32 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 45.11 人)
		教育部門	107	110	▲ 3	
	消防部門	0	0	0		
	小 計	793	789	4	<参考> 人口1万当たり職員数 47.76 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 61.34 人)	
公営企業等 会計部門	水 道	27	27	0		
	下水道	16	16	0		
	その他	61	61	0		
	小 計	104	104	0		
合 計			897 [978]	893 [978]	4 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 54.02 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	2人	39人	73人	114人	113人	113人	129人	74人	109人	64人	49人	18人	897人

(3)職員数の推移

		(単位：人・%)					
部 門 別	年 度	3 1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
		過去5年間の増減数（率）					
一般行政		671	675	654	664	679	686
教 育		102	102	102	105	110	107
消 防		—	—	—	—	—	—
普通会計計		773	777	756	769	789	793
公営企業等会計計		99	99	98	99	104	104
総合計		872	876	854	868	893	897

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 4年度の総費用に占 める職員給与費比率
5年度	千円 4,226,721	千円 △ 38,238	千円 155,965	% 3.7	% 3.6

区 分	職員数	給 与 費				一人当たり
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A
5年度	人 29	千円 95,649	千円 21,985	千円 38,789	千円 156,423	千円 5,394

(参考) 類似団体 (IV-3) 平均 一人当たり給与費
千円 6,591

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
新 座 市	37.5 歳	332,817 円	498,406
団 体 平 均	45.8 歳	337,221 円	508,691
事 業 者	- 歳	-	-

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

新 座 市	新座市（一般行政職）
1人当たり平均支給額（5年度） 1,369 千円	1人当たり平均支給額（5年度） 1,621 千円
(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.38) 月分 (0.98) 月分	(5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.38) 月分 (0.98) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

新		座		市		新座市（一般行政職）									
（支給率）		自己都合		勤奨・定年		（支給率）		自己都合		勤奨・定年					
勤続20年		19.6695 月分		24.586875 月分		勤続20年		19.6695 月分		24.586875 月分					
勤続25年		28.0395 月分		33.27075 月分		勤続25年		28.0395 月分		33.27075 月分					
勤続35年		39.7575 月分		47.709 月分		勤続35年		39.7575 月分		47.709 月分					
最高限度		47.709 月分		47.709 月分		最高限度		47.709 月分		47.709 月分					
その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 2%～4.5%加算						その他の加算措置		定年前早期退職特例措置 2%～4.5%加算					
1人当たり平均支給額		－ 千円		－ 千円		1人当たり平均支給額		3,245 千円		24,793 千円					

（注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達 した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当

（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）			10,141 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）			362,189 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給割合）	
全地域	10 %	28 人	10 %	

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（5年度決算）		1 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）		38 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）		100.0 %	
手当の種類（手当数）		3	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
停水手当	水道業務課職員	料金未納者に対し停水を行った者	日額500円
事故出動手当	水道施設課職員	水道施設の事故の場合で、土、日、祝日、又は12月29日から翌年の1月3日までの日（祝日法による休日を除く）並びに夜間出動した者	日額500円
特殊現場作業手当	水道施設課職員	特に危険な現場で洗管、工事又は測量を行った者（国道、県道又は市道1級での作業をした場合に限る）	日額200円

オ 時間外勤務手当

支給実績（5年度決算）	2,044 千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	102 千円
支給実績（4年度決算）	2,447 千円
職員1人当たり平均支給年額（4年度決算）	136 千円

（注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 （5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （5年度決算）
扶養手当	① 配偶者 6,500円 ② 扶養親族1人につき ・子 10,000円 特定期間の加算 16歳から22歳まで 5,000円 ・父母等 6,500円	同じ		1,794 千円	299,000 円
住居手当	① 住宅に対し家賃を支払っている者 最高限度 28,000円 ② 所有権を有し世帯主の者 4,000円 ③ ①・②以外の者（同居者） 0円	同じ		2,286 千円	163,286 円
通勤手当	① 交通機関利用者 実費 ② 交通用具利用者 ・片道2～3km 2,000円 ・片道3km以上 2,000円に距離1kmを加える毎 に550円加算	同じ		1,750 千円	87,517 円
管理職手当	① 部長及びこれに相当する職に ある者 月額 80,000円 ② 部長相当職の部付 月額 70,000円 ③ 副部長及びこれに相当する職 にある者 月額 60,000円 ④ 参事及びこれに相当する職に ある者 月額 55,000円 ⑤ 課長及びこれに相当する職に ある者 月額 50,000円 ⑥ 副課長及びこれに相当する職 にある者 月額 40,000円 ⑦ 専門員及びこれに相当する職 にある者 月額 35,000円	同じ		3,970 千円	496,208 円
管理職員特別 勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要等により週休日等に勤務した場合 勤務1回につき 部長級 12,000円（6,000円） 副部長級 10,000円（5,000円） 課長級 8,000円（4,000円） 副課長級 6,000円（3,000円） （ ）内は、平日深夜午前零時から午前5時までの間に勤務した場合	同じ		0 千円	0 円